

## 代表理事（理事長）就任のご挨拶

一戸 辰夫

広島大学原爆放射線医科学研究所

血液・腫瘍内科研究分野

会員の皆様におかれましては、素晴らしい新年をお迎えのことと存じます。

このたび、思いもかけず、昨年10月10日に開催されました社員総会で皆様のご推挙を受け、新理事会での決議により、徳永前理事長を引き継ぎ、法人化により新生した日本組織適合性学会の理事長を拝命することとなりました。

ご周知の通り、組織適合性学を必要とする学術領域は拡大の一途を辿っております。現在、人類はSARS-CoV2によるパンデミックという困難と対峙していますが、このような社会的危機にも即応し、すでに本ウイルス感染のリスクに関与するHLAアレルや免疫応答遺伝子多型等に関する国際的研究が推進されております。私は一介の医師として、より安全性と有効性に優れた造血細胞移植の実現をライフワークとして参りましたが、今から20年以上前、本学会に入会いたしました時には、まるで蒙昧の徒で、適切なドナー選択のために「MHCとは何か」を理解したいとの一念のみでございました。この間、ヒトを含む多くの生物において全ゲノム解読が完了し、免疫学的多様性に関する科学的認識が深化するとともに、次世代・第三世代シーケンシング技術によるHLAタイピングが実臨床で用いられる時代を迎えたことには、隔世の感がございます。まさに本学会に育てていただいた一会員として、今こそ粉骨砕身で恩返しをしなければならないとの決意を新たにしております。

まずは就任にあたりまして、若手・中堅会員の増加とさらなる活躍、組織適合性学・免疫遺伝学の社会への浸透、そして国際的学術コミュニティとのより緊密な連携を3つの目標として掲げさせていただきたく存じます。浅学ではございますが、本学会での活動を通じて、全ての会員の夢がかないますように、皆様と力を合わせて「来るべき新しい学会」の礎を築いて参りたいと切望しておりますので、ぜひ、温かいご指導をいただきたく、平伏してお願い申し上げます。

## 事務局移転のお知らせ

このたび、令和2年10月10日（土）にZoom Web会議の形式で開催されました定時社員総会（評議員会）および理事会で一戸辰夫理事が新理事長に選出され、その後、11月26日（木）に行われた臨時社員総会において学会の新たな運営体制が承認されました。それに伴い、学会事務局を国立国際医療研究センターゲノム医科学プロジェクト（戸山）から下記に移転いたしましたので、会員の皆様にご通知いたします。

法人化に伴い、入退会手続等の会員管理・名簿登録事項の変更・会費納入・学会の会計業務については、中西印刷株式会社を学会事務局として委託しております。その他の一般学会業務や認定制度関連業務については広島事務支局にお問い合わせください。

詳しくは日本組織適合性学会のホームページ（<http://jshi.umin.ac.jp/>）を御参照ください。

事務所：

一般社団法人 日本組織適合性学会

〒113-0033 東京都文京区本郷二丁目27番地16 大学通信教育ビル5階

京都事務局：（入退会・登録内容ご変更・年会費納入）

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入ル 中西印刷株式会社内

FAX：075-415-3662 E-mail：jshi@nacos.com

広島事務支局：（認定制度関連、その他の本学会全体に関する事項）

〒734-8553 広島市南区霞一丁目2-3

広島大学原爆放射線医科学研究所 血液・腫瘍内科研究分野内

FAX：082-256-7108 E-mail：jshi-hiroshima@umin.ac.jp

## 新役員・各種委員会委員長選任のお知らせ

理事長 一戸辰夫

令和2年11月26日にweb開催された社員総会におきまして、今後、法人として学会の事業・活動を遅滞なく継続していくために、理事長の職務を補佐する役職として、新たに2名以内の副理事長を定めることが承認され、副理事長を選任するための定款・細則改定が行われました。また従来、本学会では、常設10委員会が活動を行って参りましたが、これらの委員会は、今後、法人としての学会事業の直接的な実施を担う役割を負うこととなるため、利益相反管理委員会を新設するとともに、一部の委員会については、掌握する業務を見直し、名称を変更することが承認されました。つきましては、2020年度の選挙および理事会・社員総会で選任されました新役員・各種委員会委員長と合わせて、会員の皆様への通知をここに行わせていただきます。

### 理事・監事

理事長：一戸辰夫

副理事長：田中秀則（財務担当）、成瀬妙子（総務担当）

理事：間 陽子，江川裕人，笠原正典，小林孝彰，椎名 隆，中島文明，湯沢賢治

指名理事：岡崎 仁，徳永勝士，橋口裕樹，宮寺浩子

監事：木村彰方，西村泰治

（五十音順・敬称略）

### 各種委員会委員長

組織適合性技術者認定制度委員会：橋口裕樹

HLA 標準化委員会：田中秀則

編集広報委員会：湯沢賢治

将来構想委員会：成瀬妙子

教育委員会：椎名 隆

学会賞選考委員会：徳永勝士

学術奨励賞選考委員会：間 陽子

倫理委員会：小林孝彰

理事・評議員等選任委員会：笠原正典

国際交流委員会：宮寺浩子

利益相反管理委員会：岡崎 仁

（敬省略）

## 第 29 回日本組織適合性学会大会ご案内

第 29 回日本組織適合性学会大会

大会長 田中 秀則

(公益財団法人 HLA 研究所 所長)

副大会長 河本 宏

(京都大学 ウイルス・再生医科学研究所 再生免疫学分野 教授)

本大会の開催は、新型コロナ禍における開催が困難であることから、1年間延期することとなりました。関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますこと心よりお詫び申し上げます。

大会開催会場については、諸事情により「京都市勧業館 みやこめっせ」での開催に変更し、以下の日程および会場で開催することと致しましたので、ご案内いたします。

**会 期**：2021 年 9 月 3 日（金）～9 月 5 日（日）

**会 場**：京都市勧業館 みやこめっせ

〒 606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町 9 番地の 1

TEL : 075-762-2630, URL : <https://www.miyakomesse.jp/>

本大会では「MHC 多様性と医療における適合性」をテーマとし、各分野の先生方と連携することで、基礎または臨床の側面から会員の皆様に議論をしていただける学会にしたいと考えておりますので、多くの皆様のご参加を心からお待ちしております。

また、開催方法につきましては、会場である「京都市勧業館みやこめっせ」の感染拡大予防ガイドラインに従い、現地での開催を予定しております。今後、新型コロナ感染状況により開催方法を変更することもありますので、その際は逐次ご連絡を差し上げます。

**大会プログラム（予定）**：特別講演（3 題）、学会賞受賞講演、シンポジウム（QCWS、がん免疫、再生医療、臓器移植、造血細胞移植）など

**演題応募期間**：2021 年 4 月～6 月を予定

### 大会事務局・運営事務局

第 29 回日本組織適合性学会大会事務局（公益財団法人 HLA 研究所 内）

〒 600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134

京都リサーチパーク 1 号館 2 階

TEL: 075-313-5201 FAX: 075-313-5202 E-MAIL: [jshi2020@hla.or.jp](mailto:jshi2020@hla.or.jp)

学術集会運営事務局：株式会社プロコムインターナショナル

〒 135-0063 東京都江東区有明 3-6-11 TFT ビル東館 9 階

TEL: 03-5520-8821 FAX: 03-5520-8820 E-MAIL: [jshi29@procom-i.jp](mailto:jshi29@procom-i.jp)

**大会ホームページ**：<http://procomu.jp/jshi2020/index.html>

## 第 25 回 HLA-QC ワークショップ開催のお知らせ

日本組織適合性学会  
認定制度委員会 委員長 橋口裕樹  
QCWS 部会長 高 陽淑

2021 年度に実施する第 25 回 HLA-QC ワークショップ (25th.QCWS) を下記のとおりご案内致します。

現在、学会法人化に伴う事務手続き移行中のため、申し込みに係る詳細につきましては 1 月中旬をめぐりに学会ホームページ等に掲載予定です。詳細の発表から参加申し込み期限までが例年よりも短くなっていますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

### 記

#### 1. 日程 (変更もございますので、予めご了承ください。)

2021 年 2 月 26 日	参加申込み締め切り
2021 年 4 月 6 ~ 12 日	DNA 試料, 抗体試料配布 (原則として, ラボ単位で配布)
2021 年 4 月中 ~ 下旬	全血試料 (日本移植学会より別途配布)
2021 年 5 月下旬	データ提出締め切り (電子媒体)
2021 年 6 月 ~ 8 月	データ解析および解析結果の公表 (公式サイト掲載)
2021 年 9 月 5 日 (予定)	QCWS 集会

#### 2. QC 内容

- a. DNA-QC
- b. DNA-QC (含 SSP)
- c. 抗体 QC
- d. 仮想クロスマッチ
- e. 全血クロスマッチ (日本移植学会連携)

#### 3. QCWS 参加費

6,000 円 (1 施設) が必要となります。振込口座については後日に学会 HP 等に掲載致します。

#### 4. QCWS 集会「参加証明書」発行

QCWS 集会「参加証明書」発行の詳細については後日に学会 HP 等に掲載致します。

## 「認定関連に関する申請及び更新手続きに関するお知らせ」

現在、認定制度事務局の整備中につき1月中旬以降を目途に、申請要領と申請様式を学会公式サイトに掲載します。また、今回新たに認定HLA教育者制度を設置致しました。

比較表をご覧ください対象となる方々のご応募をお待ちしております。

### 認定HLA教育者認定制度の概要

#### 名 称

認定HLA教育者 Certified HLA Educator (JSHI)

認定HLA教育者の英語略称 HE/JSHI

#### 対 象

中堅の基礎医学研究者や臨床医

#### 役 割

研修会、講習会の講師として次世代の実務者・研究者・臨床医の教育指導に特化

#### 位置づけ

認定技術者・指導者と連動した制度であり、一定期間経過後に指導者受験資格を取得できる技術者・指導者認定のように医療分野や業態における直接的な資格とは切り離す

例：施設認定の資格要件、臓器移植の抗HLA抗体保険収載、造血細胞移植施設の認定基準など  
受験資格はHLA技術者に準じるが、QCなど実務的な部分は除外する  
筆記試験の合否基準は指導者水準とする

# JSHI認定制度規則比較表

設計イメージ

現行制度	HLA技術者 →	組織適合性指導者
追加制度案	HLA教育者 →	

名称	認定HLA検査技術者	認定組織適合性指導者	認定HLA教育者 (■ 技術者と異なる要件)
英語名称	Certified HLA Technologist (JSHI)	Certified Director for Histocompatibility (JSHI)	Certified HLA Educator (JSHI)
英語略称	HT/JSHI	DH/JSHI	HE/JSHI
認定要件	実務者 検査技術者	教育及び実務の指導者 検査管理者	教育者 基礎医学研究者・臨床医
対象者	対応	対応	対応しない*1
医療分野や業態における資格要件	登録年度から3年度経過後	-	登録年度から3年度経過後
認定組織適合性指導者受験資格	3年度以上	7年度以上	5年度以上
JSHI会員歴	3年以上	7年以上	MHC研究、臨床職務経歴*2
業務経歴	30単位以上	70単位以上	50単位以上
資格単位 (過去5年間)	受講歴 (技術者レベル)	受講歴 (指導者レベル)	受講歴 (技術者レベル)
講習会 (過去5年間)	5単位以上	10単位以上	10単位以上
JSHI大会参加	実技・講義	-	-
研修	-	参加歴	参加歴 (推奨)
QC集会 (過去5年間)	QC参加歴で免除	-	-
実技試験	-	大会期間中に実施	大会期間中に実施
面接試験	-	大会期間中に実施	大会期間中に実施
筆記試験	技術者	指導者	指導者
筆記試験合否水準	15,000円	30,000円	15,000円
受験料	5年	5年	5年
認定効力 (登録年未年から)	30単位以上	70単位以上	50単位以上
資格単位 (過去5年間)	1回以上 (技術者レベル)	1回以上 (指導者レベル)	1回以上 (指導者レベル)
講習会 (過去2年間)	5単位以上	15単位以上	15単位以上
JSHI大会参加 (過去5年間)	-	15単位以上	15単位以上
MHC投稿、JSHI大会発表	参加歴	参加歴	参加歴 (必須)
QC集会 (過去5年間)	15,000円	30,000円	15,000円
更新料	5年	5年	5年
認定効力 (登録年未年から)	2年	2年	2年
期限 (翌年から)	5,000円	10,000円	5,000円
再試験	受験料	受験料	受験料

\*1 施設認定の資格要件、臓器移植の抗HLA抗体保険収載、造血細胞移植施設の認定基準などの対象外

\*2 「資格審査基準証明書」に組織適合性に関する研究または臨床の職務経歴・学位などを記載

## 資格認定試験のお知らせ

一般社団法人日本組織適合性学会  
理事長 一戸辰夫  
組織適合性技術者認定制度委員会  
委員長 橋口裕樹

本誌別頁に記載の各規則に基づき認定試験を下記のように予定しておりますのでお知らせいたします。尚、今年度は学会法人化に伴う事務手続き移行中のため、詳細につきましては1月中旬を目処に学会ホームページ等に掲載予定です。

1. 申請資格：1) 認定 HLA 検査技術者資格認定試験  
2) 認定 HLA 教育者資格認定試験  
3) 認定組織適合性指導者資格認定試験
  
2. 申請期間：2021 年 1 月中旬～4 月中旬（予定）
  
3. 実技研修会：2021 年 7 月～8 月中旬の 2～3 日間（予定）、1) のみ
  
4. 筆記試験：2021 年 9 月 3 日～5 日の 1 日間（予定）  
第 29 回日本組織適合性学会大会期間中  
京都市勧業館 みやこめっせ  
〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町 9 番地の 1



## 認定組織適合性検査登録施設認定申請，更新および変更のお知らせ

一般社団法人日本組織適合性学会  
理事長 一戸 辰夫  
組織適合性技術者認定制度委員会  
委員長 橋口 裕樹

認定組織適合性検査登録施設認定規則（以下「規則」と呼ぶ。）に基づき認定組織適合性検査登録施設（以下「認定施設」という。）の申請，更新および変更予定についてお知らせいたします。尚，今年度は学会法人化に伴う事務手続き移行中のため，詳細につきましては1月中旬を目処に学会ホームページ等に掲載予定です。

**1 申請資格：**規則の第4条に規定されている次の各項の基準を，すべて備えていなければならない。

- (1) 組織適合性検査業務に関わる「認定 HLA 検査技術者」または「認定組織適合性指導者」が勤務していること。
- (2) 組織適合性検査業務の指導及び管理体制があること，また，その担当者が「認定組織適合性指導者」であることが望ましい。
- (3) 医療に関わる組織適合検査の実績を有し，規程や手順に基づいた組織適合性検査業務が適切に行われていること。
- (4) 組織適合性検査に関する文書・記録が適切に保管管理されていること。
- (5) 組織適合性検査に関する要員，設備，機器が十分であること。
- (6) 組織適合性に係る検査数が，申請日から遡って1年間に通算100件以上であること。
- (7) 上記に定める以外に，規則の別表1に示すQCWSに関する条件をすべて満たしていること。

**2 申請書提出期限：**2月末日を提出期限とする。

2020年12月10日

組織適合性技術者認定制度資格更新対象者各位

組織適合性技術者認定制度委員会  
委員長 橋口 裕樹

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、日本組織適合性学会では2020年度開催予定であった第29回大会の開催を延期いたしました。このため、大会開催延期に伴い認定更新資格基準を満たすことが出来なかった場合（過去5年間に大会に一度も参加していない場合で、且つ更新可能な単位基準を満たしていない場合に限る）、以下の附則に従い理由書を添えて更新延長申請を行うことで、更新期間を1年間延長することを可能とする措置を取ることとしました。また、既に単位基準を満たしている場合は、予定年度での更新を行ってください。

**【参考】** 認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則 附則  
(平成19年9月11日追加)

病気、出産などやむを得ない事情により更新資格基準を満たすことが出来なかった認定HLA検査技術者および認定組織適合性指導者は、理由書を添えて更新延長を申請することが出来るものとする。但し、認定有効期間は更新延長申請の有無によらず認定証に記載された期日までとする。

## 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則

(目的)

**第 1 条** この制度は、組織適合性に関する専門知識並びに精度の高い検査の施行を通じて、医療及び社会へ貢献できる認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の育成を目的とする。また、医療及び社会へ貢献できる認定組織適合性検査施設に関する規定は、別途「認定組織適合性検査登録施設認定制度規則」に定める。

(定義)

**第 2 条** 認定 HLA 検査技術者とは、HLA 検査に関する基礎的な知識を有し、HLA 検査を正確に行える技能を有する者をいう。

(1) 認定 HLA 検査技術者の英語名称は、Certified HLA Technologist (JSHI) とする。

(2) 認定 HLA 検査技術者の英語略称は、HT/JSHI とする。

2 認定組織適合性指導者とは、HLA 検査に関する広範な知識を有し、かつ指導的立場に立てる者をいう。

(1) 認定組織適合性指導者の英語名称は、Certified Director for Histocompatibility (JSHI) とする。

(2) 認定組織適合性指導者の英語略称は、DH/JSHI とする。

(組織適合性技術者認定制度委員会)

**第 3 条** 組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度に関する必要事項を審議する。

2 委員会は、第 1 条の目的を達成するために、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者を認定する。

3 委員会の組織、運営については別に定める。

(指定履修課程)

**第 4 条** 委員会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者育成のために、認定 HLA 検査技術者認定制度指定履修課程（以下「技術者履修課程」という。）及び認定組織適合性指導者認定制度指定履修課程（以下「指導者履修課程」という。）を別に定める。

(認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設)

**第 5 条** 認定 HLA 検査技術者育成のために、適当と認めた施設を認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設（以下「指定施設」という。）として認定する。

2 委員会は、認定した施設に対して、「認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設認定証」を交付する。ただし、認定証の有効期間は 5 年とする。

3 指定施設は、5 年ごとに更新の手続きをしなければならない。

4 指定施設は、次の場合に認定が解除される。

(1) 第 5 条第 1 項に該当しなくなったとき。

(2) 指定施設の認定を辞退したとき。

(3) 更新手続きを行わなかったとき。

(認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の基準)

**第 6 条** 指定施設は、次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定組織適合性指導者または認定 HLA 検査技術者が勤務し、組織適合性検査に関する教育指導体制がとられていること。
- (2) 研修に関する要員、設備等が十分であること。
- (3) 備えるべき組織適合性検査の内容については別に定める。

2 外国における施設については委員会が別に定める。

(指定施設の認定及び認定更新)

**第 7 条** 指定施設の認定及び認定更新については、委員会の審議による。

(認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

**第 8 条** 認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準は、申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の会員歴が、入会年度を含み通算して3年度以上あること。
- (2) 組織適合性検査に関する業務経験が3年以上あること。
- (3) 過去5年間で技術者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
- (4) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去5年間に総単位数30単位以上を取得していること。但し、当学会の大会への参加が5単位以上含まれていなければならない。

2 認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 認定 HLA 検査技術者認定試験受験申請書（別記様式第1）
- (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第2）
- (3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする

3 認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

- (1) 受験料は、15,000円とする。

(認定 HLA 検査技術者申請者の認定資格審査、研修、試験及び登録)

**第 9 条** 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

2 資格基準を満たす申請者は、委員会が定めた技術者履修課程に基づき指定施設で所定の実技等の研修を受講しなければならない。

3 研修の日時、場所等は資格審査終了後に各申請者に文書で通知する。

4 委員会は、年1回試験（実技試験を含む）を行う。但し、実技試験はQCワークショップの参加歴がある場合には免除される。

5 認定試験に不合格の場合、研修歴は翌年の試験まで有効とする。

6 委員会は、認定 HLA 検査技術者としての適否を審査し、適格者を認定 HLA 検査技術者として「認定 HLA 検査技術者認定登録原簿」に登録する。

(認定 HLA 検査技術者の認定効力)

**第 10 条** 認定 HLA 検査技術者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定 HLA 検査技術者認定証」を学会の理事長から交付する。
- 3 登録者は、日本組織適合性学会誌に公告する。
- 4 認定証の有効期間は、登録した日から 5 年目の年末日までとする。

(認定 HLA 検査技術者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

**第 11 条** 認定 HLA 検査技術者の認定更新を申請する者は、更新申請日までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去 5 年間で、総単位数 30 単位以上を取得していること。但し、当学会の大会への参加が 5 単位以上含まれていなければならない。
- (2) 更新申請年度の過去 2 年間に技術者履修課程に定められた講習を 1 回以上受講していること。
- (3) 更新申請年度の過去 5 年間に学会が主催する QC ワークショップ集会への参加があること。
- 2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の 1 年前から半年前までの間に委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
  - (1) 認定 HLA 検査技術者認定登録更新申請書 (別記様式第 3)
  - (2) 資格・更新審査基準証明書 (別記様式第 2)
  - (3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする
- 3 認定 HLA 検査技術者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
  - (1) 登録更新料は、15,000 円とする。

(認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

**第 12 条** 認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準は、申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 認定 HLA 検査技術者または認定 HLA 教育者として登録された年度を含み 3 年度を経過した者。
- (2) 学会の会員歴が、入会年度を含み通算して 7 年度以上あること。
- (3) 認定 HLA 検査技術者は、組織適合性検査に関する業務経験が 7 年以上あること。
- (4) 5 年間で指導者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
- (5) 5 年間で学会が主催する QC ワークショップ集会の参加歴があること。
- (6) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去 5 年間に総単位数 70 単位以上を取得していること。但し、当学会の大会への参加が 10 単位以上含まれていなければならない。
- 2 認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
  - (1) 認定組織適合性指導者認定試験受験申請書 (別記様式第 1)
  - (2) 資格・更新審査基準証明書 (別記様式第 2)
  - (3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする

- 3 認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

- (1) 受験料は、30,000円とする。

(認定組織適合性指導者認定申請者の認定資格審査、試験及び登録)

**第13条** 委員会は、年1回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

- 2 委員会は、資格基準を満たす申請者に対して、年1回試験を行う。

- 3 委員会は、認定組織適合性指導者としての適否を審査し、適格者を認定組織適合性指導者として「認定組織適合性指導者認定登録原簿」に登録する。

(認定組織適合性指導者の認定効力)

**第14条** 認定組織適合性指導者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定組織適合性指導者認定証」を学会の理事長から交付する。

- 3 登録者は日本組織適合性学会誌に公告する。

- 4 認定証の有効期間は、登録した日から5年目の年末日とする。

(認定組織適合性指導者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

**第15条** 認定組織適合性指導者の認定更新を申請する者は、更新申請日までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去5年間で、総単位数70単位以上を取得していること。但し、日本組織適合性学会誌における原著論文、総説、または学会の大会における発表が15単位以上含まれていなければならない。また、原則として、当学会の大会への参加が15単位以上含まれていなければならない。

- (2) 更新申請年度の過去2年間に指導者履修課程に定められた講習会を1回以上受講していること。

- (3) 更新申請年度の過去5年間に学会が主催するQCワークショップ集会への参加歴があること

- 2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の1年前から半年前までの間に委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。

- (1) 認定組織適合性指導者認定登録更新申請書（別記様式第3）

- (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第2）

- (3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする

- 3 認定組織適合性指導者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

- (1) 登録更新料は、30,000円とする。

(認定組織適合性指導者の認定更新基準を満たさない場合の措置)

**第16条** 第15条第1項の更新申請資格基準を満たさない者であっても、第11条第1項の更新申請資格基準を満たしている場合には認定HLA検査技術者として更新することができる。

- 2 申請手続きは、第11条第2項及び第3項に従う。

- 3 次回の更新時に認定組織適合性指導者の更新申請資格基準を満たしていれば、認定組織適合性指導者へ認定変更することができる。

(再試験)

**第 17 条** 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の試験が不合格となった場合には、その翌年度から 2 年度間に限り再試験を受験することができる。

- 2 認定 HLA 検査技術者の認定再試験の受験を申請しようとする者は、別記様式第 4 を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- 3 認定組織適合性指導者の認定再試験の受験を申請しようとする者は、別記様式第 4 を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- 4 認定再試験の受験を申請する者は、再試験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
  - (1) 認定 HLA 検査技術者の認定再試験料は、5,000 円とする。
  - (2) 認定組織適合性指導者の認定再試験料は、10,000 円とする。

(認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項変更及び再交付手続き)

**第 18 条** 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項に変更が生じた者は、すみやかに委員会事務局に認定証記載事項変更及び再交付申請書(別記様式第 5)を提出しなければならない。

- 2 認定証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第 7 に再発行の理由を記載し申請しなければならない。
- 3 認定証の記載事項変更及び再交付を申請する者は、その手数料を事務局に納入しなければならない。
  - (1) 記載事項変更の手数料は 1,000 円とする。
  - (2) 認定書再交付の手数料は、2,000 円とする。

(認定の取り消し)

**第 19 条** 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

- (1) 認定 HLA 検査技術者又は認定組織適合性指導者の認定更新をしなかったとき。
  - (2) 学会を退会したとき。
  - (3) 認定 HLA 検査技術者又は認定組織適合性指導者としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項 (3) の判定は、委員会が審議に基づき、これを行う。

(規則の変更)

**第 20 条** この規則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち、学会の総会の承認を得なければならない。

(細則)

**第 21 条** この規則の実施に関し必要事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

## 附 則

この規則は、令和 2 年 9 月 20 日から施行する。

平成 14 年 9 月 25 日改正

この規則が施行された日から 2 年間に限り、認定組織適合性指導者の認定は、別に定める資格特例認定実施要領によって実施する。

平成 14 年度の認定 HLA 検査技術者の認定試験は、別に定める認定 HLA 検査技術者認定試験実施要領によって実施する。

(平成 14 年 9 月 25 日追加)

平成 15 年度の認定 HLA 検査技術者の認定試験は、別に定める認定 HLA 検査技術者認定試験実施要領によって実施する。

(平成 19 年 9 月 11 日追加)

病気、出産などやむを得ない事情により更新資格基準を満たすことが出来なかった認定 HLA 検査技術者および認定組織適合性指導者は、理由書を添えて更新延長を申請することが出来るものとする。但し、認定有効期間は更新延長申請の有無によらず認定証に記載された期日までとする。

(平成 20 年 9 月 21 日追加)

実技研修、試験（実技試験を含む）にやむを得ない事情により、申請年度の受講または受験ができないが、翌年度の受講または受験を希望する場合は、文書により認定制度委員会に申請しなければならない。承認された場合には、翌年度の受講または受験を可となる。但し、申請年度において試験を受験して不合格となった場合は、その申請者は不合格となる。

(令和元年 9 月 21 日改正)

申請時に提出する学会参加および講習会修了などの証明書は「写し」となっていた記載を、「原則として原本とする」に改正した。

(令和 2 年 7 月 29 日改正)

認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表の適用期間が「認定資格取得後 5 年間」となっていた記載を、「過去 5 年間」に改正した。

認定 HLA 教育者認定制度の導入にともない、認定 HLA 教育者は、認定組織適合性指導者の受験資格が得られるが、組織適合性検査に関する業務経験は要件としていないため第 12 条の記載を両規則に整合するよう改正した。

(令和 2 年 11 月 26 日改正)

各申請様式の統合および整理にともなう様式番号の変更に合わせて、記載されている様式番号を変更した。



「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」  
(第8条, 第11条, 第12条及び第15条関係)

種 類	単 位 数	備 考
原 著 論 文	筆頭者は一つにつき 15 単位とする。	日本組織適合性学会誌に限る。
	共著者は一つにつき 10 単位とする。	
	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき 7 単位とする。	
著 書・ 総 説	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき 7 単位とする。	
学 会 発 表	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	共著者は一つにつき 7 単位とする。	
	筆頭者は一つにつき 7 単位とする。	日本組織適合性学会地方会, 米国組織適合性学会大会, 欧州組織適合性学会大会, 国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ, オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会に限る。
	共著者は一つにつき 5 単位とする。	
	筆頭者は一つにつき 5 単位とする。	
	共著者は一つにつき 3 単位とする。	
学 会 参 加	一回につき 5 単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	一回につき 3 単位とする。	日本組織適合性学会地方会, 米国組織適合性学会大会, 欧州組織適合性学会大会, 国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ, オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会, 日本輸血・細胞治療学会, 日本移植学会, 日本造血細胞移植学会に限る。
	一回につき 2 単位とする。	上記以外の組織適合性に関する学会に限る。但し, 5 年間で 10 単位を限度とする。
実技研修参加	一回につき 5 単位とする。	但し, 認定 HLA 検査技術者の更新時において更新資格審査基準が規定単位数に達しない場合に限り 5 単位まで認める。
講 習 会 参 加	一回につき 5 単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催するものに限る。但し, 認定 HLA 検査技術者講習会参加は, 認定組織適合性指導者の認定登録更新時には算定しない。
	一回につき 2 単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催する以外の講習会で委員会が承認したものに限り, 5 年間で 10 単位まで認める。但し, 認定 HLA 検査技術者に限る。
QC ワークショップ 集 会 参 加	一回につき 5 単位とする。	

## 組織適合性技術者認定制度委員会細則

(目的)

**第1条** この規則は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度の適正な実施を図るための組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

**第2条** 本委員会の事務局は、一般社団法人日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の事務局に置く。

(構成)

**第3条** 委員会の組織は次の者で構成する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委員若干名

2 役員は次の規定により選任する。

- (1) 委員は、学会の評議員の中から学会の理事長が委嘱する。ただし、委員には教育委員長が含まれていなければならない。
- (2) 委員長は、学会の理事および指名理事の中から学会の理事長が委嘱する。
- (3) 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

3 第3条第1項の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

**第4条** 委員会役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の会務を総轄し、委員会を代表する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- (2) 委員は、本細則に定められた事項を議決する。

(業務)

**第5条** 委員会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度を実施するため、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請者および更新者の資格審査
- (2) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験および登録
- (3) 認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の認定資格審査および登録
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

2 以下の認定制度関連業務については、教育委員会に委任する。

- (1) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度履修課程の作成
- (2) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請のための講習会
- (3) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定更新申請のための講習会
- (4) 認定 HLA 検査技術者認定試験受験のための実技研修会

(会議)

**第6条** 委員会は、原則年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議事を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で委員会に出席できない場合は、他の委員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された委員が代わりに執行する。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決される。

(記録)

**第7条** 委員会の委員長は、議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。

- 2 議事要旨の公開について学会の会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(除名)

**第8条** 本委員会の目的に反する行為のあった委員は、委員会の3分の2以上の同意による議決をもって除名することができる。

(専門部会)

**第9条** 委員会は、専門事項を調査協議するために次の専門部会を置く。

- (1) 資格審査部会
- (2) 試験問題検討部会
- (3) その他委員長が必要と認めた専門部会

- 2 各専門部会の部会長は、委員会の委員の中から委員長が委嘱する。
- 3 各専門部会に属する部員は、その部会の部会長が学会の会員の中から指名し、委員会の委員長が委嘱する。
- 4 各専門部会の部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長がその部会の部員の中から指名した代理者がその職務を行う。
- 5 各専門部会の部会長及び部員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 部会の審議事項を委員会に答申し、最終決定は委員会で行う。

(専門部会の会議)

**第10条** 各専門部会は、年1回開催する。ただし、各専門部会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

- 2 各専門部会は、その部会長が主宰する。
- 3 各専門部会は、部員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で専門部会に出席できない場合は、その専門部会の他の部員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された部員が代わりに執行する。

- 4 各専門部会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決される。
- 5 各専門部会で議決された事項は、委員会の承認を得なければならない。
- 6 各専門部会の部会長は、議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。
- 7 議事要旨の公開について学会の会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(資格審査部会の業務)

**第11条** 資格審査部会は、認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定資格審査を行う。

- 2 資格審査部会は、認定HLA検査技術者認定制度指定施設の被指定資格審査を行う。

(試験問題検討部会の業務)

**第12条** 試験問題検討部会は、認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定を行うために必要な認定試験問題の作成を行う。

- 2 試験問題検討部会は、認定HLA検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験の採点を行い、合否案を作成する。

(経費)

**第13条** 本委員会の経費は、学会がこれを支弁する。

(細則の変更)

**第14条** この細則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

**第15条** この細則の実施に関し必要な事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

**附 則**

- 1 この細則は、平成13年11月2日から施行する。
- 2 この細則は、平成23年9月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成27年9月11日から施行する。
- 4 この細則は、令和2年11月26日から施行する。

## 認定 HLA 教育者認定制度規則

(目的)

**第 1 条** この制度は、組織適合性に関する次世代の実務者・研究者・臨床医を教育指導するため、組織適合性に関する専門的な知識を有する基礎医学研究者や臨床医を対象に講師として育成することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** 認定 HLA 教育者とは、組織適合性に関する広範な知識を有する基礎医学研究者や臨床医であり、一定期間経過後、認定組織適合性指導者の申請資格を取得できる。

- (1) 認定 HLA 教育者の英語名称は、Certified HLA Educator (JSHI) とする。
- (2) 認定 HLA 教育者の英語略称は、HE/JSHI とする。

(組織適合性技術者認定制度委員会)

**第 3 条** 組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）は、認定 HLA 教育者に関する必要事項を審議する。

- 2 委員会は、第 1 条の目的を達成するために、認定 HLA 教育者を認定する。
- 3 委員会の組織、運営については別に定める。

(指定履修課程)

**第 4 条** 委員会は、認定 HLA 教育者育成のために、認定 HLA 教育者認定制度指定履修課程（以下「教育者履修課程」という。）を別に定める。

(認定 HLA 教育者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

**第 5 条** 認定 HLA 教育者の認定試験受験資格基準は、申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の会員歴が、入会年度を含み通算して 5 年度以上あること。
  - (2) 組織適合性に関する研究または臨床の職務経歴があること。
  - (3) 過去 5 年間で教育者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
  - (4) 5 年間で学会が主催する QC ワークショップ集会の参加歴があること。
  - (5) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去 5 年間に総単位数 50 単位以上を取得していること。但し、当学会の大会への参加が 10 単位以上含まれていなければならない。
- 2 認定 HLA 教育者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
    - (1) 認定 HLA 教育者認定試験受験申請書（別記様式第 1）
    - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）
    - (3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする。
  - 3 認定 HLA 教育者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納

入しなければならない。

(1) 受験料は、15,000 円とする。

(認定 HLA 教育者の認定資格審査、研修、試験及び登録)

**第 6 条** 委員会は、年 1 回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

2 委員会は、年 1 回試験を行う。

3 認定 HLA 教育者の認定試験は、別に定める認定 HLA 教育者認定試験実施要領によって実施する。

4 研修、試験にやむを得ない事情により、申請年度の受講または受験ができないが、翌年度の受講または受験を希望する場合は、文書により認定制度委員会に申請しなければならない。承認された場合には、翌年度の受講または受験を可となる。但し、申請年度において試験を受験して不合格となった場合は、その申請者は不合格となる。

5 委員会は、認定 HLA 教育者としての適否を審査し、適格者を認定 HLA 教育者として「認定 HLA 教育者認定登録原簿」に登録する。

(認定 HLA 教育者の認定効力)

**第 7 条** 認定 HLA 教育者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

2 登録者には登録時に「認定 HLA 教育者認定証」を学会の理事長から交付する。

3 登録者は、日本組織適合性学会誌に公告する。

4 認定証の有効期間は、登録した日から 5 年目の年末日までとする。

(認定 HLA 教育者の認定登録更新資格基準及び申請手続き)

**第 8 条** 認定 HLA 教育者の認定更新を申請する者は、更新申請日までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

(1) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去 5 年間で、総単位数 50 単位以上を取得していること。但し、当学会の大会への参加が 10 単位以上含まれていなければならない。

(2) 更新申請年度の過去 2 年間に教育者履修課程に定められた講習会を 1 回以上受講していること。

(3) 更新申請年度の過去 5 年間に学会が主催する QC ワークショップ集会への参加があること。

2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の 1 年前から半年前までの間に委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。

(1) 認定 HLA 教育者登録更新申請書 (別記様式第 3)

(2) 資格・更新審査基準証明書 (別記様式第 2)

(3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする。

3 認定 HLA 教育者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

(1) 登録更新料は、15,000 円とする。

4 病気、出産などやむを得ない事情により更新資格基準を満たすことが出来なかった認定 HLA 教育者は、理由書を添えて更新延長を申請することが出来るものとする。但し、認定有効期間は更新延長申請の有無によらず認定証に記載された期日までとする。

(再試験)

**第9条** 認定 HLA 教育者の試験が不合格となった場合には、その翌年度から2年度間に限り再試験を受験することができる。

- 2 認定 HLA 教育者の認定再試験の受験を申請しようとする者は、別記様式第4を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- 3 認定再試験の受験を申請する者は、再試験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
  - (1) 認定 HLA 教育者の認定再試験料は、5,000円とする。

(認定 HLA 教育者認定証の記載事項変更及び再交付手続き)

**第10条** 認定 HLA 教育者認定証の記載事項に変更が生じた者は、すみやかに委員会事務局に認定証記載事項変更及び再交付申請書(別記様式第5)を提出しなければならない。

- 2 認定証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第5に再発行の理由を記載し申請しなければならない。
- 3 認定証の記載事項変更及び再交付を申請する者は、その手数料を事務局に納入しなければならない。
  - (1) 記載事項変更の手数料は、1,000円とする。
  - (2) 認定書再交付の手数料は、2,000円とする。

(認定の取り消し)

**第11条** 認定 HLA 教育者は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

- (1) 認定 HLA 教育者の認定更新をしなかったとき。
- (2) 学会を退会したとき。
- (3) 認定 HLA 教育者としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項(3)の判定は、委員会が審議に基づき、これを行う。

(規則の変更)

**第12条** この規則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち、学会の総会の承認を得なければならない。

(細則)

**第13条** この規則の実施に関し必要事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

**附 則**

この規則は、令和2年11月26日から施行する。

「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」  
(第5条, 第8条関係)

種 類	単 位 数	備 考	
原 著 論 文	筆頭者は一つにつき 15 単位とする。	日本組織適合性学会誌に限る。	
	共著者は一つにつき 10 単位とする。		
	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。	
	共著者は一つにつき 7 単位とする。		
著 書・ 総 説	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	組織適合性に関連するものに限る。	
	共著者は一つにつき 7 単位とする。		
学 会 発 表	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。	
	共著者は一つにつき 7 単位とする。		
	筆頭者は一つにつき 7 単位とする。	日本組織適合性学会地方会, 米国組織適合性学会大会, 欧州組織適合性学会大会, 国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ, オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会に限る。	
	共著者は一つにつき 5 単位とする。		
	筆頭者は一つにつき 5 単位とする。		上記以外の組織適合性に関連するものに限る。但し, 抄録記録があるもの。
	共著者は一つにつき 3 単位とする。		
学 会 参 加	一回につき 5 単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。	
	一回につき 3 単位とする。	日本組織適合性学会地方会, 米国組織適合性学会大会, 欧州組織適合性学会大会, 国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ, オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会, 日本輸血・細胞治療学会, 日本移植学会, 日本造血細胞移植学会に限る。	
	一回につき 2 単位とする。	上記以外の組織適合性に関する学会に限る。但し, 5 年間で 10 単位を限度とする。	
実技研修参加	一回につき 5 単位とする。	但し, 認定 HLA 検査技術者の更新時において更新資格審査基準が規定単位数に達しない場合に限り 5 単位まで認める。	
講 習 会 参 加	一回につき 5 単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催するものに限る。但し, 認定 HLA 検査技術者講習会参加は, 認定組織適合性指導者の認定登録更新時には算定しない。	
	一回につき 2 単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催する以外の講習会で委員会が承認したものに限り, 5 年間で 10 単位まで認める。但し, 認定 HLA 検査技術者に限る。	
QC ワークショップ 集 会 参 加	一回につき 5 単位とする。		



**2020 年度認定組織適合性検査施設登録名簿**

(2020 年 6 月 27 日から 2025 年 12 月 31 日)

認定番号	施設名
T-2001	東京女子医科大学中央検査部移植関連検査室
T-2002	帝京大学医学部附属病院輸血・細胞治療センター

**2020 年度認定 HLA 検査技術者登録名簿（敬称略）**

(2020 年 9 月 24 日から 2025 年 12 月 31 日)

認定番号	氏 名	認定番号	氏 名
G20002	新井 美穂	G20009	龍 正樹
G20003	中川 智博	G20010	赤羽 由紀
G20004	柏原 真由	G20011	内田みゆき
G20005	朝治 桜子	G20015	藤原 千恵
G20006	小川 貴裕	G20016	万木紀美子
G20007	蓮輪 亮介		

**2020 年度認定組織適合性指導者更新登録名簿（敬称略）**

(2020 年 6 月 27 日から 2025 年 12 月 31 日)

認定番号	氏 名
S05001	小川 公明

**2020 年度認定 HLA 検査技術者更新登録名簿（敬称略）**

(2020 年 6 月 27 日から 2025 年 12 月 31 日)

認定番号	氏 名	認定番号	氏 名
G10001	原田 佐保	G15003	齊藤 知良
G10002	稲垣久美子	G15004	福吉 葉子
G10003	禿 蘭子	G15005	西村 加世
G10005	米山美穂子	G15006	高山 智美
G10008	黒木 聖久	G15007	中村 仁美
G15001	小林 悠梨	G15008	長門 正貴
G15002	湯石 晃一	G15010	金本 人美

## 組織適合性検査技術者認定制度 令和3年度・認定HLA検査技術者講習会のお知らせ

組織適合性検査技術者認定制度委員会

委員長 橋口 裕樹

組織適合性教育委員会

委員長 椎名 隆

**日時：**令和3年9月5日（日曜日）  
9時00分～11時00分（予定）

**会場：**第29回日本組織適合性学会 大会会場  
京都市勧業館 みやこめっせ  
〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1（TEL: 075-762-2630）

**テキスト：**テキストは講習会の約1ヶ月前に、学会ホームページ上に掲載しますので各自、御参照ください。  
会場でのテキストの販売はいたしません。

**受講証明書：**認定制度に関わる受講証明の受領を希望される方には、会場入口の受付にて、1人につき1枚を発行いたします。

**内容：**各講習とも質疑応答を含めて40分間を予定しています。

- (1) HLAに関する基礎医学的な講演  
成瀬 妙子 先生（長崎大学熱帯医学研究所）  
「基礎知識：認定制度試験問題一解説とポイント整理一」
- (2) HLA タイピングあるいは抗HLA抗体検査に関する講演  
東 史啓 先生（日本赤十字社血液事業本部）  
「HLA DNA タイピング検査技術」
- (3) 臓器移植の臨床医学に関する講演  
大段 秀樹 先生（広島大学大学院医系科学研究科）  
「臓器移植のための免疫プロファイリングと免疫モニタリング」

この講習会は、今後HLA検査技術者認定を取得、あるいは更新しようとする者を対象に実施されますが、それ以外の大会参加者であっても自由に参加することができます。事前に受講希望届けを提出し、事前登録していただく必要はございません。